

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 24 日	
名古屋市長 様	
提出者 〒460-0002	
住 所 名古屋市中区丸の内一丁目 8 番20号	
氏 名 株式会社 安藤・間 名古屋支店	
執行役員支店長 本岡 竜	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-211-4151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 安藤・間 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中区丸の内一丁目 8 番20号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D 0 6 総合工事業
② 事業の規模	3 5 3 , 9 6 3 万円 (元請完成工事高：令和 5 年度 名古屋市内工事实績)
③ 従業員数	2 5 6 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(当社は産廃処理全量を処理業者に委託している) ◎がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 ◎木 く ず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化 ◎汚 泥→中間処理業者に委託して、脱水・乾燥後、再資源化及び埋立処分 ◎廃プラスチック→再生処理業者に委託して燃料等、再資源化

(第2面)

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料を参照のこと。

※添付資料：当社の『建設副産物管理要領（第11版）』より抜粋

表－1 建設副産物に関する管理組織及び役割

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1 前年度実績参照	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 工法の変更、改善により排出量を抑制。 ・ 包装材の簡素化を行う。 ・ 排出抑制目標を達成し、リサイクル化を推進している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 今年度計画参照	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 建設業であるため、受注した工事の種類によって排出量は大きく変わってくるが、継続して発生抑制と分別活動の強化により排出量抑制に努める。 ・ 工法の変更、改善により排出量を抑制する。 ・ 包装材の簡素化を行う。 ・ 排出抑制目標を設定し、リサイクル化を推進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 作業所において、分別可能なものは出来る限り分別する事で発生量を抑制する。 ・ 混合廃棄物排出量を削減するよう毎年目標を設定し、分別に努める。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業所における建設廃棄物の分別を徹底する。 ・ 混合廃棄物排出量を削減するよう目標を設定し、前年度以上の分別に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1 前年度実績参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、取り組む事項は特にない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 今年度計画参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、取り組む事項は特にない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1 前年度実績参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、取り組む事項は特にない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 今年度計画参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、取り組む事項は特にない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1 前年度実績参照	
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、 取り組む事項は特にない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 今年度計画参照	
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、 取り組む事項は特にない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1 前年度実績参照	
	全 処 理 委 託 量	33,135.78 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	15,572.09 t	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	32,409.65 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・出来る限り、再資源化率の高い産業廃棄物中間処理業者に処理を委託し、最終処分率を低減するよう努めた。 ・定期的に委託先業者（収集運搬・処理業者）の現地確認を行う。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2 今年度計画参照	
	全 処 理 委 託 量	31,478.00 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	14,790.90 t	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	30,788.70 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・出来る限り、再資源化率の高い産業廃棄物中間処理業者に処理を委託し、最終処分率を低減する。 ・定期的に委託先業者（収集運搬・処分業者）の実地確認を行い、適正 な処理、運用が行われているかを確認する。 ・産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備している 【優良認定処理業者】を選定するようにする。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

表－1 建設副産物に関する管理組織及び役割

組織	名 称	役 割
本社	QMS・EMS委員会 委員長	・QMS・EMS委員会を開催し、全社方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果の評価、見直しを行う。
	建設本部長	・土木・建築分野の方針及び目的・目標を策定し、これを推進する。また、各事業における実施結果と処理実績を取りまとめ、安全品質環境本部長へ報告する。
	安全品質環境本部長	・建設副産物の統括窓口として、発生抑制、再生利用及び適正処理の推進を図る。 ・全社としての実施結果と処理実績を取りまとめる。
	建設監理部長	・建設副産物処理に関する支店及び作業所の指導、支援を行う。 ・土木・建築事業の実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	品質環境部長	・建設副産物関連情報の収集に務め、的確な情報を関係部門に提供する。 ・建設副産物管理システムを管理・運用する。 ・全社としての実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	研究開発推進部長	・技術研究所における建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図る。(業務内容は作業所長に準ずる)
支店	支店長	・支店の分野方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果と処理実績の評価、見直しを行い、建設本部長に報告する。
	土木部長 建築部長	・建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①建設副産物処理計画の作成、処理業者の選定等において、作業所を指導・支援する。 ②電子マニフェストの運用に当たり、現場情報、業者の基本情報、及び運搬経路を登録する。 ③廃棄物処理の委託契約を公印管理規定に基づく公印にて締結(※1)する。 ④建設副産物関連法規等の情報を作業所に周知する。 ⑤作業所の実施結果と処理実績を集計・分析する。 ⑥石綿事前調査結果報告が必要な場合は、石綿事前調査結果報告システムにより報告する。
	安全環境部長	・建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①関係法令等で定められている計画、届出及び報告書について、作業所の処理実績を集計し、関係行政機関に提出を行なう。(表－5参照) ②廃棄物処理の委託契約を確認・指導する。 ③電子マニフェストの運用に当たり、業者の基本情報を確認する。 ④建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知すると共に、処理に関する教育・指導を行う。
	作業所長 (作業所環境管理責任者) (産業廃棄物管理責任者)	・建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図るために以下の業務を行う。 ①作業所の建設副産物処理計画を作成する。 ②処理業者の調査・選定を行う。(必要書類及び現地の確認) ③関係法令等で定められている作業所に関する計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。(表－5参照) ④作業所内に環境管理組織を編成すると共に、建設副産物管理担当者を決めて、日常管理を確実に行わせる。 ⑤社員及び協力会社の作業員等の教育・指導を行う。 ⑥建設系廃棄物マニフェストの交付・管理、処理状況の確認を行う。 ⑦実施結果と処理実績を入力・集計し、工事部門へ報告する。

(※1) 建設廃棄物処理委託契約の締結は、土木部長、建築部長又は、その上位者が行う

【前年度(令和5年度)実績】

[illegible]

【今年度(令和6年度)計画】

[illegible]